

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年8月7日（月） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員 2. 高橋 雅浩 委員 3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員 5. 板橋 睦男 委員 6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員 8. 奥山 喜和子委員 9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕 委員 11. 皆川 利一 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

大野 辰夫 委員 飯田 展久 委員 尾形 真宏 委員
鈴木 久夫 委員

欠席委員 1名

渋谷 庄司 委員

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 局長 小松崎 佳之

事務局次長 浅海 一洋

会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	3件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	3件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	2件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	4件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
3番、川村誠司委員、
4番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

板橋睦男副班長より総括報告をお願いいたします。

板橋副班長

議長

時田 議長

5番、板橋睦男副班長

板橋副班長

3班の現地調査の報告をいたします。

8月2日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員2名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について3件の計4件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑3筆、合計面積1,581平方メートルの内668.94平方メートルです。

転用計画は、駐車場及び農機具置場及び堆肥置場用地です。

申請理由は、申請人は税理士を営んでいるほか、指導型の市民農園を他市に3か所営んでおり、当該地隣接に新たに137区画の指導型の市民農園を開設するにあたり、付帯施設として駐車場及び農機具置場及び堆肥置

場を設置するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、農地との境界に堰堤を設けることにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、許可の対象とならない第1種農地に該当しますが、本転用は指導型の市民農園を開設するにあたり必要不可欠な農業用施設であることから、不許可の例外事由に該当するものと思われま

す。資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

大野 委員

議長

時田 議長

大野辰夫推進委員

大野 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

8月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積1,581平方メートルの内668.94平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農機具等の盗難対策について確認したところ、夜間等は出入口をロープ等で封鎖するとのことでした。次に、工事期間中はもとより、利用者への交通安全を徹底すること、垣根の伐採をしっかりと行い、農園の除草管理を適切に行うこと、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室から提出された意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号3までを議案の内容により一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号3までを一括審議といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号3までを一括してご説明いたします。

本案につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は、令和5年8月31日です。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号3までを一括して報告いたします。

審議番号1は、中沢地区の対象者宅の北側、南部小学校の東側、中沢みんなのスポーツ広場の東側及び弥生の里自然聖園の東側で、梨畑として適切に耕作されていました。

審議番号2は、北初富地区の対象者宅の屋敷畑の南側で、梨畑及び普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号3は、中沢地区の鎌ヶ谷カントリークラブの北側で、樹園地として適切に耕作されていました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

浅海 議長

石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について2件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書8ページから10ページまでをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について4件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 9月 7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃